

令和7年度保存版

令和7年4月11日
(2025年)

保護者 様

和歌山市立西脇小学校
校長 川崎 ゆき

警 報 等 発 表 時 の 措 置 に つ い て

○和歌山市に暴風警報、大雨警報、津波警報、大津波警報発表の場合(特別警報発表を含む)

	発 表 状 況	措 置	備 考
登 校 前	発表中の場合	・解除されるまで自宅で待機する。	
	午前6時までに解除された場合	・平常通りの授業を行う。 ・通学路等の安全を確かめて登校する。	給食あり
	午前6時～午前8時の間に解除された場合	・解除された時点で、登校する。 ・午前中の授業を行う。	給食なし
	午前8時までに解除されなかった場合	・臨時休業とする。	
登 校 後	下校時までに発表された場合	・児童は、地区別に集団下校する。 ・ただし、下校が危険と判断したとき、学校で待機させる場合もある。 ・特別警報発表時は学校待機とする。	和歌山市メール連絡システム(ぐるりんメール)で知らせる。

・注意報や波浪警報・洪水警報のみの発表時は、平常通りの授業を実施する。ただし、地域の状況により危険と判断した場合、休校等の措置をとる場合がある。

・テレビやラジオ等の気象情報に十分注意する。

・警報が解除となり登校する場合でも、なお危険が予想される場合は、保護者の判断で登校を一時見合わせ、安全を確かめてから登校させる。

・前日に台風が和歌山市に上陸すると予想できるときは、翌日の給食を中止することがある。給食中止を決定したときは、事前に和歌山市メール連絡システムで知らせる。翌日は臨時休業または午前中の授業終了後、下校させる。

○地震が発生した場合 (震度5弱以上)

	措 置	備 考
登 校 前	・ <u>震度5弱以上の地震が発生したときは、臨時休業とする</u>	
	・地域の被害状況や危険が予測される場合は、震度に関係なく臨時休業の措置をとる場合もある。	和歌山市メール連絡システムで知らせる。
登 校 後	・震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、児童を安全な場所に誘導し、情報を収集したうえで、待機させるか下校させるか決定する。	和歌山市メール連絡システムで知らせる。

・避難後は「家庭環境調査票(災害時緊急連絡用)」にしたがって児童を引き渡す。

※和歌山市メール連絡システム(ぐるりんメール)・tetoruについては、全員登録をお願いしていますが、未登録の方は、担任と連絡方法を確認する。